

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月13日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 相 田 亜由子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月28日 午前 9時00分から 令和 7年 9月 4日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年 9月10日 午前 9時30分 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年 9月19日 午前11時00分 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 7年 9月11日 午前 9時20分から 令和 7年 9月16日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月13日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	29,270,000 23,416,000		5,854,000	13,977	2,993

物 件 目 録

1 所 在 足立区綾瀬一丁目 36 番地 3

家屋 番号 36 番 3

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 76.24 平方メートル
2 階 46.14 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 7 月 8 日

東京地方裁判所民事第 2 1 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

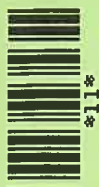
本件建物のために、その敷地（地番 3 6 番 3、地積 1 7 8. 1 3 平方メートル、所有者国）につき借地権（賃借権）が存する。買受人は、地主の承諾又は裁判等を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



11

物 件 目 録

- 1 所 在 足立区綾瀬一丁目 3 6 番地 3
- 家屋 番号 3 6 番 3
- 種 類 居宅
- 構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺 2 階建
- 床 面 積 1 階 7 6 . 2 4 平方メートル
2 階 4 6 . 1 4 平方メートル



令和 7年 (ヌ) 第 69号
令和 7年 4月 24日受理
令和 7年 6月 6日提出
(評価人 吉川和弥)

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所
執行官 平 良 栄 一 郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 足立区綾瀬一丁目36番地3

家屋 番号 36番3

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 76.24平方メートル
2階 46.14平方メートル



22

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	東京都足立区綾瀬一丁目4番3号		
建物	物件1		
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない 附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: { 床面積:		
占有者及び 占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐		
その他の事項	ソーラーパネル有り		
執行官保管の 仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある { 保管開始日 平成 年 月 日		
敷地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

目的外土地の概況 (物件 1 関係)			
所 在	足立区綾瀬一丁目		
地 番	3 6 番 3		
地 目	■宅地 □山林 □雑種地 □畑 □田 □		
地 積	1 7 8. 1 3平方メートル (■全部 □約 平方メートル)		
所 有 者	□建物所有者 ■その他の者 (財務省)		
その他の事項			
□関係人 (□ (建物所有者)) の陳述/■提示文書 (回答書及び契約書) の要旨			
占有権原	□所有権 □地上権 ■賃借権 □使用借権 □		
占有開始時期	昭和35年 5月10日 (登記簿の新築年月日)		
最初の契約日	平成11年10月13日		
契約日	期 間	平成11年 6月30日から ■平成19年 8月27日まで □期間の定めなし	
更新の種別	■合意更新 □自動更新 □法定更新		
現在の契約等	期 間	平成24年 8月27日から ■令和9年 8月27日まで □期間の定めなし	
契約等	貸 主	■土地所有者 □その他の者 ()	
当事者	借 主	■建物所有者 □その他の者 ()	
地代・支払時期等	年 金 3 2 9, 0 2 3 円 (年四半期払)		
地 代 前 払	■ない □ある (金 円 分まで)		
敷金・保証金	■ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)		
特 約 等			
地 代 滞 納	■ない □ある (平成 年 月 日現在 金 円)		
契 約 解 除	■ない □ある ()		
訴 訟 提 起 等	■ない □ある (地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号) □ある □係属中 □終局 ()		
そ の 他	回答書には、「建物の競落者との土地賃貸借契約には、名義書換承諾料等の条件がある。」との記載あり。		
執行官の意見	■上記のとおり □「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
建物所有者・債務者	本件建物は、私が住居として使用しています。 土地の賃貸借契約書等については、紛失してしまい、今どこにあるのか分かりません。 母屋の増築については、今から40年ほど前に、下屋部分については30年くらい前に作りました。 本件建物にはソーラーパネルを設置していますが、12、3年ほど前から使っていません。ソーラーパネルはレンタルではなく、私の所有物になります。 本件建物に不具合等はありません。 (令和7年5月22日面接聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執 行 官 の 意 見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件建物の占有状況については、関係人の陳述、次に掲げた理由及び現場の状況から、本件建物は、建物所有者が住居として使用し占有しているものと認定した。
 - (1) ライフライン調査の結果
 - (2) 郵便受けの表示が所有者の姓であること
 - (3) 室内に所有者以外の者の占有の徴表となるものが見受けられないこと。
- 3 以上の調査結果から、2枚目、3枚目記載のとおり報告する。

以 上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年4月28日 : : :	当庁 (郵便)	☒ ライフライン調査 ☒ 関東財務局に対し借地に関する照会書送付
7年5月13日 10:15-10:25	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 建物使用者に対し通知書差置 ☒ 建物所有者に対し借地に関する照会書差置
7年5月22日 11:30-12:00	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人同行 ☒ 建物所有者から面接聴取
年 月 日 : : :		
年 月 日 : : :		
年 月 日 : : :		
年 月 日 : : :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。

☒ 令和 7年 5月22日
目的物件は施錠されていたので、立会人Aを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入ったところ、建物内に建物所有者が在宅していた。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(写真葉添付)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)

(土地建物位置関係図)

令和7年(ヌ)第69号



①

道

路

目的外土地

36-13

36-14

36-3

36-15

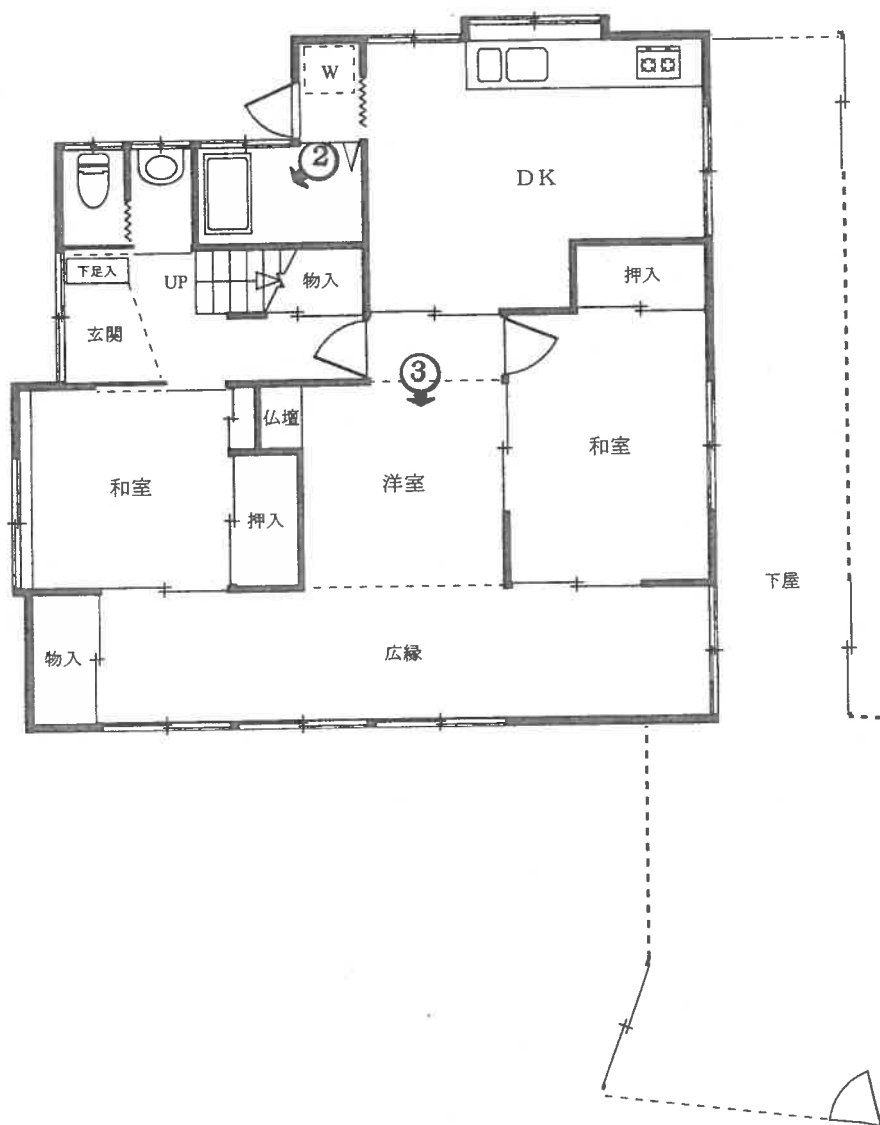
道

路

物件1の建物

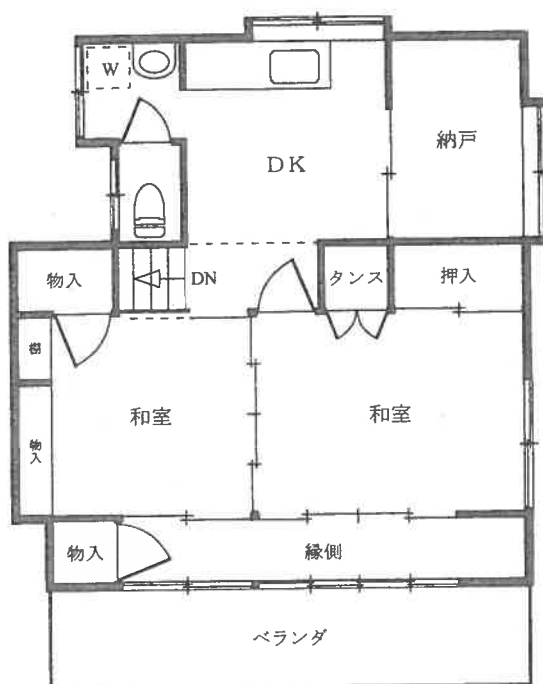


写真撮影位置と方向



1 階

←○: 写真撮影位置と方向



2 階

←○: 写真撮影位置と方向



1



2



3

令和7年（ヌ）第69号
令和7年5月22日 現地調査
令和7年6月9日 評価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 吉川 和 弥

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件1	金 29,270,000 円

物件1は、借地権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況						
1	次頁物件目録記載のとおり		住居表示：足立区綾瀬1-4-3 種類：居宅 1階東側に概測28㎡の下屋あり						
番 号	特 記 事 項								
1	目的物件は、借地権付建物である。 借地権の設定された土地(以下「件外土地」)の概要は次のとおり。 <table><tr><td>所在・地番</td><td>足立区綾瀬一丁目36番3</td></tr><tr><td>地目</td><td>宅地</td></tr><tr><td>地積</td><td>契約数量178.13㎡</td></tr></table>			所在・地番	足立区綾瀬一丁目36番3	地目	宅地	地積	契約数量178.13㎡
所在・地番	足立区綾瀬一丁目36番3								
地目	宅地								
地積	契約数量178.13㎡								

※現況欄の記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 所 在 足立区綾瀬一丁目36番地3
家屋 番号 36番3
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 76.24平方メートル
2階 46.14平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1 目的建物の敷地(件外土地、借地)の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	J R常磐緩行線「綾瀬」駅の南方約750m(道路距離、徒歩約9分)、足立区綾瀬1丁目4番街区に位置する。(附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	葛飾区との区境付近に低層の戸建住宅やアパート等が混在する住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% (指定) 300% (指定) ※1 準防火地域 第3種高度地区、日影規制(二)等
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	178.13㎡ (契約面積) ほぼ台形 南側間口約11.9m、南西側隅切約2m、奥行約13.5m ほぼ平坦 特になし
接面道路の状況等	南側が現況幅員約3.86～3.95mの舗装区道(建築基準法第42条1項1号該当、※2)に、西側が現況幅員約3.88mの舗装区道(建築基準法第42条1項1号該当、※2)にほぼ等高に接面する準角地。	
土地の利用状況等	後掲の借地契約に基づき、物件1建物のための敷地等として利用されている。 建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり ※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っていることをいう。「なし」とは、同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。

借地契約の概要	土地所有者との賃貸借契約の概要は、以下のとおりである。 所 在：東京都足立区綾瀬1丁目36番3 契約面積：178.13㎡ 貸 主：国 借 主：建物所有者 占有権限：賃借権 使用目的：非堅固な建物の敷地として使用する 占有開始時期：昭和35年5月10日（建物の新築年月日からの推定） 契 約 日：（前回）平成11年10月13日、（現行）令和2年12月4日 契約期間：平成24年8月27日～令和9年8月27日まで 地 代：年額329,023円 四半期毎の支払い 地代前払：なし 敷 金 等：なし 地代滞納：なし 契約解除：なし 訴訟提起等：なし そ の 他：・本件借地権は、旧借地法の適用を受ける借地権と推量される。 ・回答書には「建物の競落者との土地賃貸借契約には、名義書換承諾料等の条件がある」との記載あり。
特 記 事 項	（※1）前面道路の幅員による制限により、基準容積率は160%となる。 （※2）南側及び西側区道はいずれも建築基準法上42条1項1号の扱いとなっており、足立区所有の区域管理図でもいずれも4m以上となっているが、現況幅員は4mを欠いている。現況では、件外土地の南側及び西側区道沿いに存するブロック塀が区道敷に越境して所在しているものと判断され、建て替え等の際にはこの越境を解消する必要がある。 （※3）足立区建築室建築審査課での調査で、平成26年1月6日付で本件建物所有者を建築主とする地上3階建の長屋（4戸）の新築に関する建築確認が認められたが、確認を受けただけで建築されていない模様。 （※4）足立区洪水ハザードマップによると、洪水・内水氾濫・高潮による浸水予想区域にある。

2 建物の概況及び利用状況等（物件1）

区 分	主 である 建 物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和35年5月10日新築、昭和51年9月日不詳増築 約65年 約0年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備	木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建 板張り・カラー鋼板等 ビニールクロス・砂壁等 石膏ボード・板張り・ビニールクロス等 フローリング、畳、クッションフロア等 キッチン、浴室、トイレ、太陽光発電設備（※5）等
床面積（現況）	1階 2階 延	76.24㎡ 46.14㎡ 122.38㎡
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅（二世帯住宅仕様、※6） 3DK+2DK+納戸
品 等	中の下	
保守管理の状態	内覧及び立会者からの聴取では大きな不具合等は認められないものの、内装や建具の損傷が目立つ箇所も見られ、保守管理の状態は劣っている。 なお、物件1の東側には概測28㎡の物置及び車庫が存するが、下屋と判断し評価数量には含めないこととした。	
建物の利用状況	建物所有者が居宅として利用している。	
特 記 事 項	（※5）太陽光パネル4枚程度及びパワーコンディショナ（パナソニック（株）製、出力2.7kw、製造年：平成29年）。但し、現在は利用していないとのこと。 （※6）対象建物は、1階に和室2室・洋室・DK・浴室・洗面所を、2階に和室2室・納戸・DK・洗面所を配置した、玄関及び浴室を共用する二世帯住宅仕様の居宅である。 （※7）目的物件（建物）については、足立区建築室建築審査課及び東京都建築計画概要書等電子閲覧システムでの調査では、新築時及び増築時について建築確認を受けた形跡は認められなかった。 （※8）本件一棟の建物はいわゆる新耐震基準の施工日前（昭和56年6月1日前）に建築確認を受けているが、立会者からの聴取では約10年前に耐震改修工事を行ったとこのことである。 （※9）建物の新築年月日より、アスベスト含有材等の使用可能性も否定できない。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（建物）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) エ
1	172,000	× 122.38	× 0.04	= 840,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

- ・ 残価率 5% 、 観察減価 20%減 （中古建物の市場性等を考慮）
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、 現価率を0.04と査定した。

$$\text{現価率} = \text{残価率} \quad 5\% \quad \times \quad (1 - 0.20) \quad = \quad 0.04 \quad (\text{小数第3位を四捨五入})$$

② 件外土地（借地）

物件1の敷地（件外土地、借地）の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	更地価格		地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差			
	ア	イ	ウ	エ	オ
—	478,000	× 1.02	× 178.13	× 0.90	= 78,160,000

ア 標準画地価格： 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお標準画地は、近隣地域において土地の概況（間口・奥行、規模等）等が標準的な中間画地を想定した。

基準地 「足立-10」

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(基準地価格)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 491,000\text{円/㎡} & \times & 107/100 & \times & 100/100 & \times & 100/110 & = & 478,000\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正： 基準地価格の価格時点(令和6年7月1日)から評価日までの推定変動率である。

標準化補正： 基準地は標準的画地で補正の必要なし。

地域格差： 基準地の地域は、街路条件、交通接近条件及び環境条件等で優ることを総合的に考慮して査定した。

イ 個別格差： 準角地等の増価要因を総合的に考慮して査定した。

ウ 地 積： 契約数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮して、建付減価率を10%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、建物価格に土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ウ
—	78,160,000	× 0.54	借地権	= 42,210,000

ア 建付地価格：前記1②オ

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を借地権と判定した。借地権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質等を勘案して査定し、さらに名義書換料を考慮して下記の通り査定した。

土地利用権等割合：借地権割合 × (1 - 名義書換料)

土地利用権等割合 = 0.60 × (1 - 0.10) = 0.54
(小数第3位を四捨五入)

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円) カ
1	(840,000	+42,210,000)	× 1.0	× 0.85	× 0.8	= 29,270,000

ア 基礎となる価格：前記1①エ

イ 土地利用権等価格：前記①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正： 対象物件は借地権付建物で現下の不動産市場では借地権付建物は需要が少ないなど市場性が劣ることに加え、現況ブロック塀が区道敷に越境していること等を考慮して、- 15%の市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

東京都基準地価格 「足立-10」

所 在 : 足立区綾瀬一丁目243番3 「綾瀬1-19-10」

価 格 : 491,000円/㎡

位 置 : JR常磐緩行線「綾瀬」駅、道路距離360m

価 格 時 点 : 令和6年7月1日

地 積 : 135㎡

供給処理施設 : 水道・ガス・下水

接 面 街 路 : 北側4.5m区道

用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率300%※)、準防火地域等

地 域 の 概 要 : 一般住宅、共同住宅等が建ち並ぶ住宅地域

(※)前面道路の幅員により、基準容積率は180%となる

第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図図

建物図面・各階平面図写

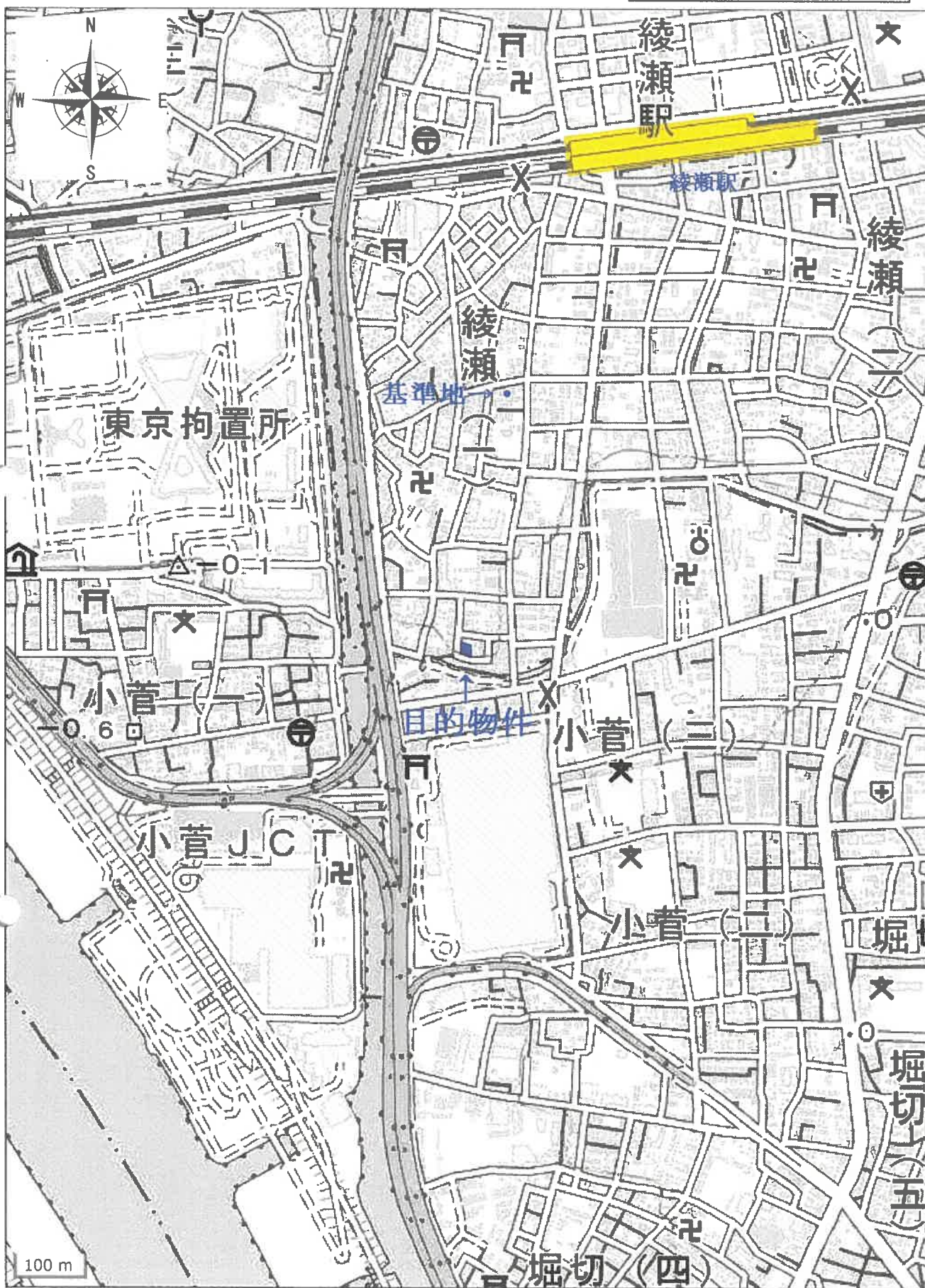
写真

以 上

令和7年6月9日

評価人 不動産鑑定士

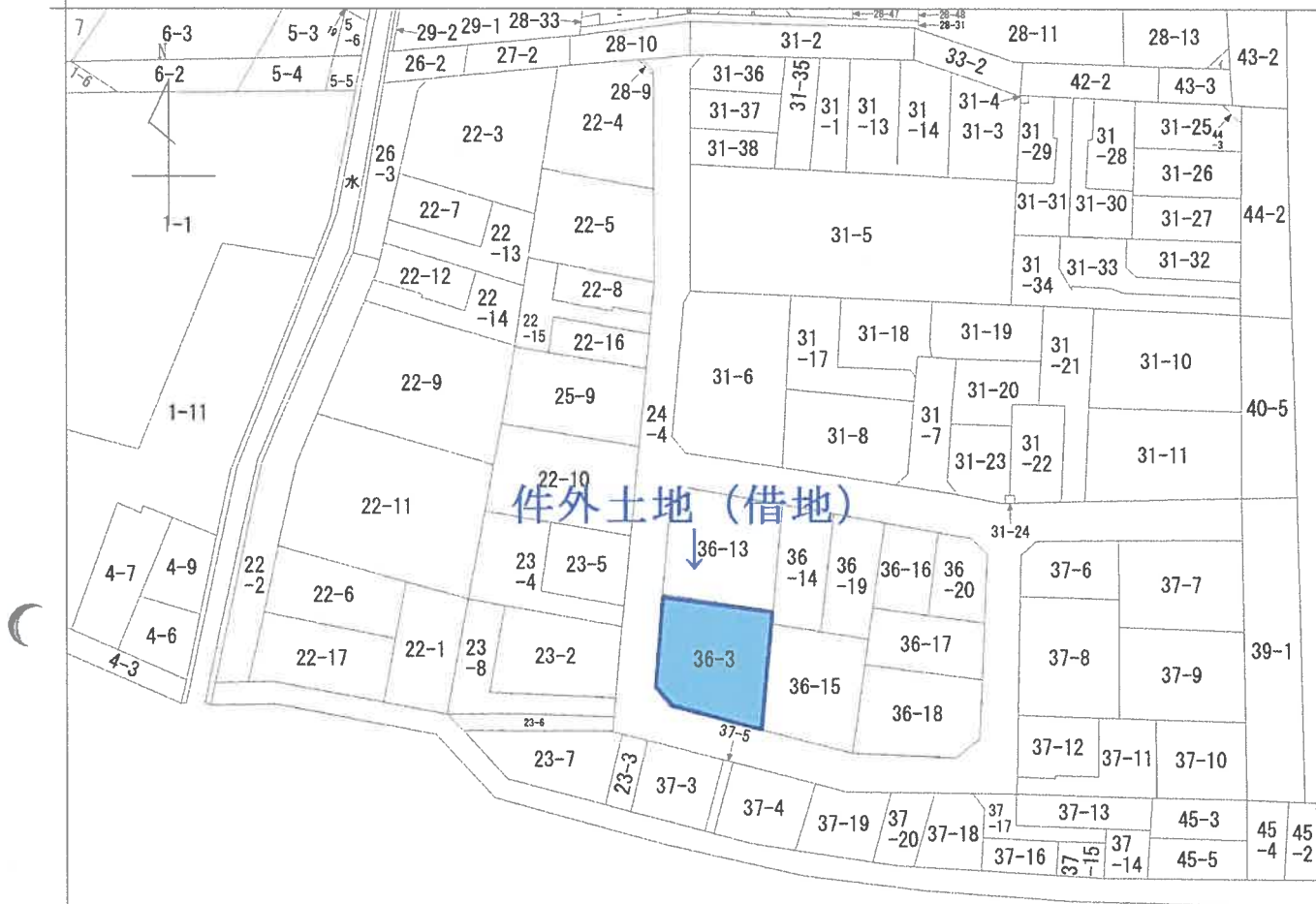
吉川 和弥



公 図 写

イ 43-4
ロ 28-35

ハ 28-32
ニ 28-34



地番区域見出

綾瀬1丁目

請求部	所在	足立区綾瀬一丁目				地番	36番3			
出力 縮尺	1/600	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成 年月日				備付 年月日 (原図)				補記 事項		

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小したものです。

地積測量図写

登記年月日：平成7年9月1日

地積測量図

36-3

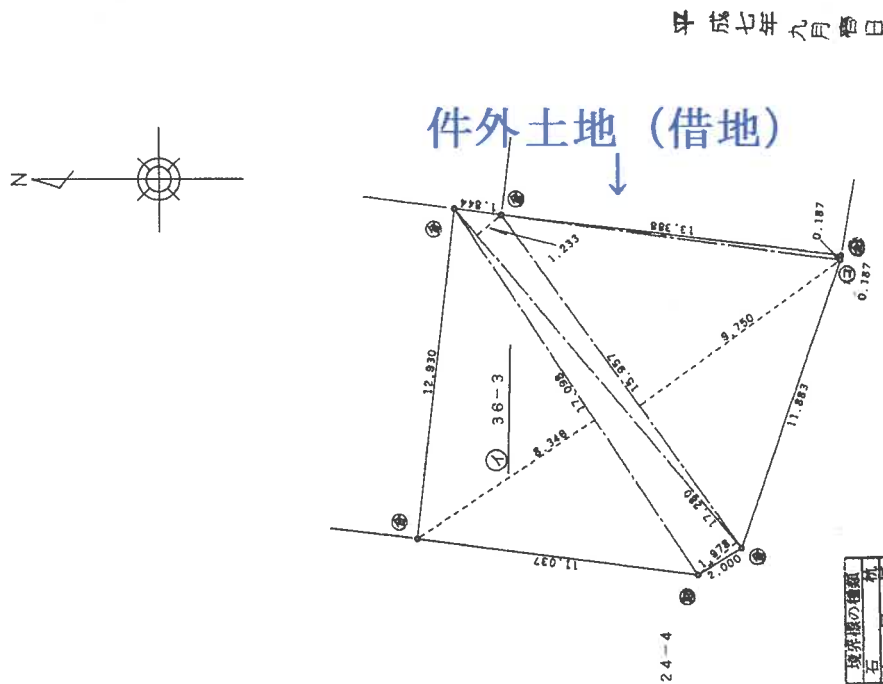
東京都足立区綾瀬一丁目

地番

土地の所在

面積計算

地番 符号	④ 36-3	高さ	倍面積
	底辺	8.346	142.89208
	17.088	1.978	34.179840
	17.280	1.233	21.308240
	15.957	9.750	155.580750
	13.388	0.187	2.503558
		倍面積	356.270284
		面積	178.1351470
		地積	178.13 m ²



境界点	境界線の種類
①	石
②	金
③	コンクリート
④	測量

作製者

申請人

縮尺 1/200

005411 (東京土地家屋調査士会用紙)

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小したものです。

建物図面・各階平面図写

平成七年貳月貳日

建物図面

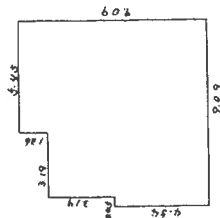
36-3

家屋番号

建築物の所在
足立区篠塚一丁目36番地3

各階平面図

1 階



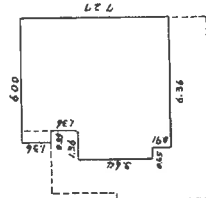
面積計算

1.36 X 5.45 = 7.4120
3.19 X 6.64 = 21.3816
4.54 X 9.09 = 41.2606

76.2422

76.24

2 階

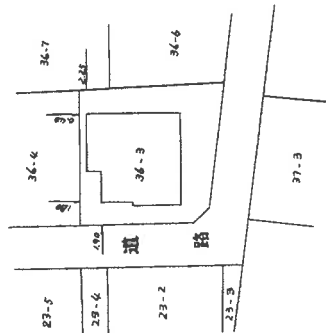


面積計算

1.36 X 6.00 = 8.1600
1.36 X 5.45 = 7.4120
3.64 X 6.81 = 24.7884
0.91 X 6.36 = 5.7876

46.1480

46.14



単位：m

単位：m

製作者

縮尺 1/250

申請人

(東京土地家屋調査士会用紙)

309341

縮尺 1/500

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小したものです。

「写真」

件外土地西側区道接面部分のブロック塀の越境



物件1東側の下屋部分を撮影

